

## 各務原市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

(平成18年9月12日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市都市計画審議会条例施行規則（平成18年規則第27号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、各務原市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 傍聴人の定員は、概ね10人とする。

2 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議の開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。

(傍聴人の制限)

第3条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者

(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、会長の許可を受けた者は除く。）

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議中は静粛に傍聴すること。

(2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。

(3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。

(4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切るこ

と。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）

(8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

（会議開催の周知）

第5条 会議の開催は、規則第3条第2項の会長の招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を示して周知するものとする。

（会議資料の公表）

第6条 会議の資料、結果及び議事録については、公表するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。